

令和4年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年2月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和4年2月10日(木) 午後3時25分

3 場所 消防署 3階研修室

4 出席または欠席した農業委員

出席 12人

1番 渡邊 豊

2番 定井 正雄(会長)

3番 林 眞理(農政担当)

5番 若林 勤

6番 小原 弘

7番 小西 忍

10番 渡邊 則文

11番 能登谷 和正(会長代理)

12番 仮谷 昌典

13番 中田 省吾

14番 犬飼 正己

15番 秋山 陽太郎(農地担当)

欠席 3人

4番 國府 直幸

8番 河田 直樹

9番 阿部 英志

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘

茅原 弘和

前田 操

守安 淳市

山田 隆正

池上 次男

竹内 功次

長代 悦和

友野 伸樹

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 山室 浩二

主査 萬成 教雄

主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

13番委員

14番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 4号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 5号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 6号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第 3号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 4号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 5号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第2回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が12名。そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、13番委員、14番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第4号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号55番】

(農地担当) 55番、南溝手の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(前田委員) この案件は、受人が渡人の次男にあたる方です。すでに作付けをしているところです。農機具は渡人の所有しているものをそのまま引き継ぎます。支障はないものと思われれます。よろしくをお願いします。

(石尾委員) 黒尾地区の農地がありますので、報告します。受人は、渡人の農作業を10年以上手伝っており、問題ないと考えます。よろしく審議の程をお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当) 続きまして56番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 受人は、ぶどう組合の役員をされており、ぶどう農家をされております。問題ないと思っておりますのでよろしくお願いします。

(農地担当) 池上推進委員の説明をお願いいたします。

(池上委員) 問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号57番】

- (農地担当) 続きますて57番, 西阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (3番委員) 当該農地は, 受人の隣の畑でして, 受人が長年管理をしており, この度贈与されるということですので。受人は, 農機具を所有しているので, 問題ないと思いますので, ご審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 57番は許可されました。

【受付番号58番】

- (農地担当) 58番, 三須の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件については, 詳細は守安委員からお願いします。
- (農地担当) 守安推進委員の説明をお願いいたします。
- (守安委員) この農地は, 受人が今まで耕作をしておりました。農機具をすべて所有されており, 農業歴20年の方です。総合的に見て問題ないと考えます。よろしく審議の程をお願いします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。58番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 58番は許可されました。

【受付番号59番】

- (農地担当) 59番, 西阿曾の件につきまして, 3番委員が関係人となるので退出をお願いします。

【3番委員 退出】13時51分

- (農地担当) それでは, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (山田委員) 農業をやめられてもう管理が出来ないという事で, 受人にお願いする案件です。問題な

いと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、59番は許可されました。

(農地担当) それでは、入室いただいでください。

【3番委員 入室】13時53分

【受付番号60番】

(農地担当) それでは60番、地頭片山の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(友野委員) 受人は、1ヘクタールほどの農地で桃を栽培されております。問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号61番】

(農地担当) 61番、地頭片山の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(友野委員) 渡人は、高齢で耕作が出来ないため、申請地南側に農地を耕作していた受人に売買をしてお願いする。という案件です。農機具も一式所有しておりますので、問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

- (農地担当) 62番, 北溝手の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (前田委員) 渡人は受人のおじさんにあたる方です。この度, 管理が出来ないという事で, 受人に渡すという事です。農機具については, 地元の友人に借りて作付けをするそうです。周辺地域との関係も特に支障はございません。問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 62番は許可されました。

【受付番号63番】

- (農地担当) 63番, 久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (1番委員) 渡人は, 久代の実家も売却して農地も手放したいということで, この農地の隣で耕作されている受人にお願いするという事です。積極的に農機具を購入して耕作されております。問題ないと思しますので, よろしく審議の程申し上げます。
- (農地担当) 竹内推進委員, 何かありますでしょうか。
- (竹内委員) 1番委員のとおりです。よろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。63番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 63番は許可されました。

【受付番号64番, 65番】

- (農地担当) 続きまして64番, 秦の件につきまして, 65番と関連案件でございますので, 一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。
- (12番委員) 受人と渡人の関係は, おじさんにあたる方です。すでに受人の方が畑として使われておりました。農機具もそろっており, 10年前から農業の実績もあったことも確認できまし

たので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

- (農地担当) 池上推進委員，何かありましたらお願いいたします。
- (池上委員) 問題ないと思います。よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。64番，65番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，これらは許可されました。

【受付番号66番】

- (農地担当) 続きまして66番，清音柿木の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
- (6番委員) ここは，2筆とも畑で作付けをされるようです。受人は高齢ですが，息子とやっていくということで，問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。66番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，66番は，許可されました。

【受付番号67番】

- (農地担当) 続きまして67番，総社の件につきまして，地元委員の説明をいたします。
- (15番委員) 複数の農地ですが，詳細は茅原委員に調査していただいております。茅原委員よろしくお願いします。
- (茅原委員) 渡人はこの土地を祖父から相続されて，この管理を誰かにお願いできないかと探されておりました。受人は，この辺りをかなり手広く水稻をされており問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。
- (11番委員) これは，受人の方一人で作業をされるのですか。
- (茅原委員) いえ，複数人でやられているようです。
- (農地担当) 他に，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、67番は、許可されました。以上で議案第4号の審議は終了いたしました。

【議案第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第5号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号28番, 131番】

(農地担当) 28番、久米の件ですが、5条の131番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 2月7日におきまして、私と2番委員、14番委員、15番委員、推進委員の茅原委員、武田委員の計6名で現地調査をさせていただきました。転用申請地の周辺状況といたしまして、28番ですが、東が道路、西が田、南は田、北が宅地です。131番ですが、東が道路、西が田、南は田、北が宅地というような状況でございます。いずれも転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 親子間での分家住宅という案件です。詳しくは、山田委員からお願いします。

(農地担当) それでは山田委員からの説明をお願いします。

(山田委員) 28番については、すでに宅地になっており始末書が提出されています。用水については、東側にあります。排水については、既存の排水路に接続します。日照通風、土砂の流出は、問題ありません。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 28番については、始末書が提出されています。農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として既存の敷地拡張ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。28番、131番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。以上で議案第5号の審議は終了いたしました。

【議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第6号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号128番】

(農地担当) それでは128番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が田、南が宅地、北が道です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件については、守安委員から報告します。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 用水については、東に水路があります。排水は、既存の排水路へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。128番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、128番は許可されました。

【受付番号130番】

(農地担当) 続きまして130番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が道路、北は畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(友野委員) 自己住宅を新築する案件です。用水、排水、日照通風、土砂流出などの営農条件への支障については、ないと判断しました。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。130番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、130番は許可されました。

【受付番号132番】

(農地担当) 続きまして132番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が水路、北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(前田委員) 営農条件への影響ですが、用水については、支障ありません。排水は、道路側溝へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。132番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、132番は許可されました。

【受付番号133番】

- (農地担当) 続きまして133番、井尻野の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が山林、西が道路、南が宅地、北が山林というような状況でございいますが、転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 当該農地ですが、市街化区域から少し外れたところですが。現況からほとんど変わるものではありませんし、周辺に営農地があるわけではないので、地元としては、転用しても問題ないと考えておりますのでご審議をよろしくお願ひいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。133番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、133番は許可されました。

【受付番号134番】

- (農地担当) 続きまして134番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が畑、北は道路です。転用した場合の農地の影響はないと思ひます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (10番委員) 息子さんが両親と住んでいますが、手狭になったという事で申請がありました。被害防除計画ですが、土砂の流出については、境界部分にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。雨水排水は、既存道路側溝へ接続し、生活雑排水については、集

落排水に接続します。日照通風は問題ないです。営農条件の支障については、隣接地は畑として使用するので用水排水の支障はないです。総合判断として問題ないと聞いておりますので、よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、長代委員から補足がありましたらお願いします。

(長代委員) 10番委員の説明のとおりです。問題ありません。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。134番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、134番は許可されました。

【受付番号135番】

(農地担当) 続きまして135番、三須の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件については、守安委員から報告します。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 用水については、支障ありません。排水は、集水桝を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。135番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、135番は許可されました。

【受付番号136番, 137番】

(農地担当) 続きまして136番, 秦の件につきまして137番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、136番については、すでに宅地のような状況でして始末書が提出されています。東が道路, 西が畑, 南が畑, 北が宅地です。137番については、東が道路, 西が畑, 南が道路, 北が畑というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件は、転用目的は自己住宅です。排水は、集水桝を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、集落排水に接続します。日照通風は問題ないです。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) 池上委員, 何か補足がありますか。

(池上委員) 12番委員の説明のとおりです。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 136番については、是正案件として始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、136番, 137番は許可されました。

【受付番号139番, 140番】

(農地担当) 続きまして139番, 井手の件につきまして140番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、139番は東が田, 西が宅地, 南が道, 北が宅地, 140番は、東が宅地, 西が宅地, 南が田, 北が道路というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件は、転用目的はいずれも自己住宅です。宅地化が進んでいるエリアです。周辺状況は、すべて宅地と道に接していますので、地元としては問題ないと考えておりますのでご審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、139番、140番は許可されました。

【受付番号129番】

(農地担当) 続きまして129番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(友野委員) 父親の所有する畑を息子が自己用住宅を建てる案件です。取水、排水、日照通風、土砂流出などの営農条件への影響については、問題ありませんのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。129番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、129番は許可されました。

【受付番号138番】

- (農地担当) 続きまして138番、地頭片山の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (友野委員) 祖父が所有する畑を孫が分家住宅を建てる案件です。取水、排水、日照通風、土砂流出などの営農条件への影響については、問題ありませんのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。138番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、138番は許可されました。以上で議案第6号の審議は終了いたしました。

【報告第3号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

- (農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第3号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【報告第3号 報告書について朗読】

【報告第4号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

- (農地担当) 次に、報告第4号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【報告第4号 報告書について朗読】

【報告第5号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第5号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第5号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 21ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が13件、4条関係が1件、5条関係が13件ございました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かございますか。

(委員) なし

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時25分